

令和 7 年度第 2 回沖縄地方労働審議会

沖縄県縫製業最低工賃の議決に係る沖縄地方労働審議会

運営規程第 10 条第 2 項の適用について（報告等）

（参考）

沖縄地方労働審議会運営規程第 10 条

第 10 条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めているときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

沖縄地方労働審議会
沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員名簿

	氏名	現職
公益代表委員	◎ 上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
	○ 高田 清恵	琉球大学人文社会学部教授
	西村 オリエ	弁護士
家内労働者代表委員	石川 修治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長
	喜納 浩信	UAゼンセン沖縄県支部支部長
	知花 優	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長
委託者代表委員	大城 直也	沖縄県衣類縫製品工業組合代表理事
	小浜 徹	(公社) 沖縄県工業連合会事務局長
	田端 一雄	(一社) 沖縄県経営者協会専務理事
備考	※ 発令年月日 令和7年5月27日 ※ 任期満了日 沖縄県縫製業最低工賃専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は五十音順 ※ ◎：部会長、○：部会長代理	

(択粹)

令和 7 年度 沖縄地方労働審議会 第 1 回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会

日 時 令和 7 年 6 月 5 日 (木) 15:00
場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館
共用中会議室 (2 階)

議 事 次 第

- 1 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員紹介
- 2 部会長及び部会長代理の選出
- 3 沖縄労働局長挨拶
- 4 議題
 - (1) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置について(確認)
 - (2) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)について
 - (3) 沖縄地方労働審議会運営規程第 10 条の適用について (意向確認)
 - (4) 審議日程(案)について
 - (5) 家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について
 - (6) その他

沖地労審縫專第1号
令和7年6月5日

沖縄地方労働審議会
会長 越野 泰成 殿

沖縄県縫製業最低工賃専門部会
部会長 上江洲 純子

沖縄県縫製業最低工賃の議決に係る沖縄地方労働審議会運営規程
第10条第2項の適用について(報告等)

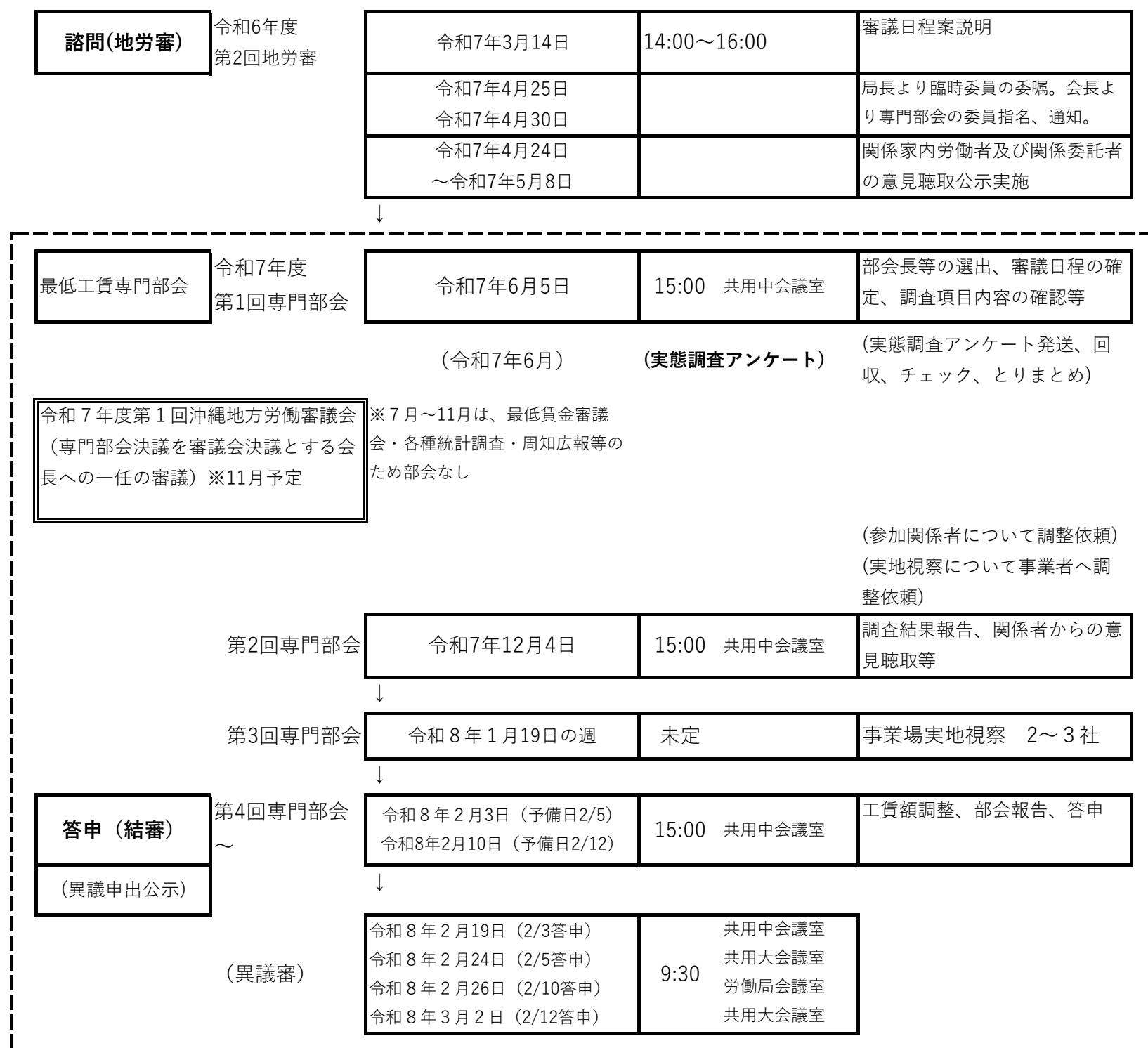
本専門部会は、沖縄地方労働審議会会長へ令和7年3月14日付で沖縄県縫製業最低工賃の改正諮問がなされたことを受け設置され、令和7年6月5日に第1回専門部会を開催し、臨時委員である本職が当該専門部会部会長に選任されました。

加えて、同日、当該専門部会において本職を含む5名の臨時委員において、沖縄地方労働審議会運営規程第10条第2項の適用により、当該専門部会の議決に関し、審議会の議決とすることができるよう会長に一任することとの全員一致の結論に達したので報告いたします。

つきましては、同条項の適用に関し、会長を除いた沖縄地方労働審議会委員全員においてご審議いただき、その審議結果をお知らせいただきますようお願ひいたします。

沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程

(令和6年度～7年度)



地労審へ報告	令和7年度 第2回地労審		令和8年3月
--------	-----------------	--	--------

以下、事務局にて対応

異議申出公示締切	答申後の公示翌日から15日後	
改正工賃決定	↓	

異議申出があった場合、専門部会及び必要に応じて地労審本審にて審議する。

官報公示	※手続による	
	↓	

※官報公示から30日後に発効

改正最低工賃発効	※法定による	
----------	--------	--